

『新林サッカー友の会』規約

第1章 総則

- 第1条 本クラブは、新林サッカー友の会（略称「新林SC」）と称する。
第2条 事務所は、代表宅に置く。

第2章 目的

- 第3条 サッカー技術の向上を図るとともに、サッカーを通じ心身の健全な発達を目的とする。

第3章 資格

- 第4条 幼児及び小学校の児童を対象とし、会費納入とスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第4章 入会

- 第5条 入会登録は、所定の用紙にて行う。
第6条 加入登録有効期限は、加入の申し込みを受けた日からその年度末までとし、年度ごとに更新する。

第5章 会計

- 第7条 運営は、会費および寄付金を以ってこれに充てる。
(1) 会費は、年額 24,000円以内、幼児は12,000円以内とし、当該年度の支出に応じて年額を決定する。
(2) 個人登録費・スポーツ傷害保険費は、別途納入する。
(3) 交通費及び各チームの諸経費は、各チームで別途定める。
第8条 会費納入は、4月および10月、年2回に分けて納入する。
第9条 途中退会の場合においても会費の返却はしない。
第10条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第6章 役員

- 第11条 (1)運営のため、次の役員を置く。
代表 1名 指導者 若干名 庶務 2～3名 会計 1名 会計監査 1名
各チーム役員 1名
(2)必要により副代表を置くことができる。
第12条 役員は、役員会の協議において決定し定期総会で報告する。
第13条 役員任期は、1年とする。但し、再選は妨げない。
第14条 役員職務を次に定める。
(1) 代表は、クラブ及び役員会を総括し、総会及び臨時役員会を召集する。
(2) 庶務は、入会申し込み受付、スポーツ傷害保険加入手続き、グラウンドの確保、大会・行事等の準備及び代表補佐を担当する。
(3) 会計は、会計業務を担当する。

- (4) 会計監査は、会計を監査し総会にて報告する。
- (5) チーム役員は、代表及び庶務を補佐すると共にチームの意見や要望を総括する。
- (6) 副代表は、代表不在の場合に職務を代行する。

第7章 名誉顧問

- 第15条 名誉顧問を若干名置くことができる。
- 第16条 名誉顧問は本クラブに功労のあった者のうちから、役員会の推薦により代表が委嘱する。
- 第17条 名誉顧問は、役員会及び代表の諮問に応じ意見を述べることができる。

第8章 会議

- 第18条 会議を次の通り定める。
 - (1) 定期総会を年1回4月に開催する。3分の2の出席を以って成立、過半数を以って承認とする。
 - (2) 臨時総会は、代表が必要と認めたとき開催する。
 - (3) 役員会は、必要に応じて開催する。

第9章 退会

- 第19条 会員が何らかの理由でサッカーを継続できなくなった状態において退会を認める。また、本規約に違反する等、クラブ員としてふさわしくないと認められた場合は、退会させることができる。

第10章 付則

- 第20条 規約の変更は、総会の議決による。
- 第21条 付則 本規約は、昭和54年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、昭和62年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成 8年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成11年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成14年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成21年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成22年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成24年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成26年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成27年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、平成30年4月1日より施行する。
 - 付則 本規約は、令和 5年4月1日より施行する。